

# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
41	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直し	九州地方知事会	1～10
42	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするよう見直し	岩泉町	11～17
43	罹災証明制度の見直し	由布市	18～27
47	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	忍野村等	28～35
4③	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (3号認定から2号認定への変更認定の事典を、満年齢到達辞典ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日に改める)	和歌山県	36～39
11①	学校給食費の徴収に関する見直し (児童手当における学校給食費の徴収権限の強化)	伊丹市	40～55
2	放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し	全国知事会・市長会・町村会、本巢市、中津川市、半田市、豊川市、長洲町	56～113
4②	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達して支給認定されるこどもについて、年度当初から支給認定できるようにする)	高岡市	114～119
4①	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和)	大阪府箕面市	120～127
10	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	大阪市	128～133
48	原体を製造・輸入する毒物劇物製造・輸入業登録等の事務の国から都道府県への移譲	栃木県 九州地方知事会	134～149
9	児童扶養手当に関係する事務の見直し	奥州市	150～158



# 大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直しについて

(市町村に対する協力要請（人的支援）の円滑化)

重点番号41:大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し(九州地方知事会)

九州地方知事会（大分県）  
平成29年7月20日

大規模災害時において都道府県と区域内の市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直しについて

### 提案に至った背景

## 「平成28年熊本地震」での九州地方知事会の広域応援

○九州地方知事会では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年10月に九州・山口9県災害時応援協定を改正し、

- ・九州・山口9県被災地支援対策本部の常設（本部長：九州地方知事会長）
- ・カウンターパート方式（対口支援方式）による広域応援の実施 を予め決定

○熊本地震では、被害が熊本県内に集中したことから、被災市町村を単位とするきめ細かな支援を行うため、関西広域連合や全国知事会等とも連携しながら、

『被災市町村 ⇄ 応援担当県』による広域応援を展開

### 【カウンターパート方式による被災市町村支援のメリット】

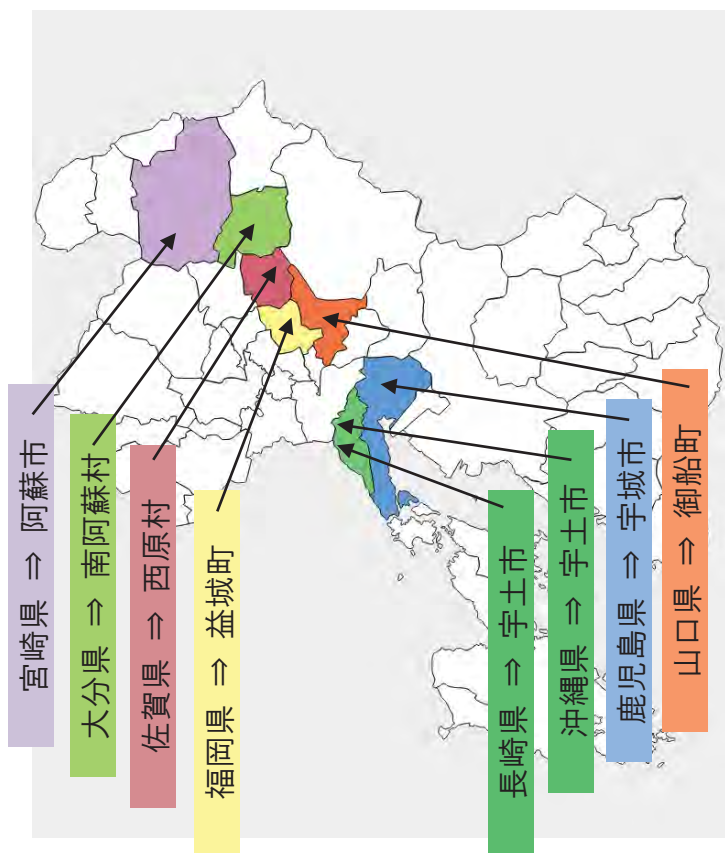
- (1) 被災県である熊本県が応急対応に追われ、被災市町村への支援が十分に行き届かない中、必要な応援人員を迅速かつ効果的に派遣する仕組みとして機能
- (2) 応援担当県が一貫して責任をもって特定の被災市町村を担当することで効果的な支援の継続展開が可能に
- (3) 割当てを市町村単位としたことは、相対的に被害が小さく、報道等で強調されない地域にも支援の手を差し伸べることにつながり、空白地域を生じさせない支援支援を可能に



九州地方知事会として、カウンターパート方式による被災市町村支援の有効性を確認



### 九州・山口9県災害時応援協定に基づく支援



大規模災害時に都道府県と区域内の市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直しについて

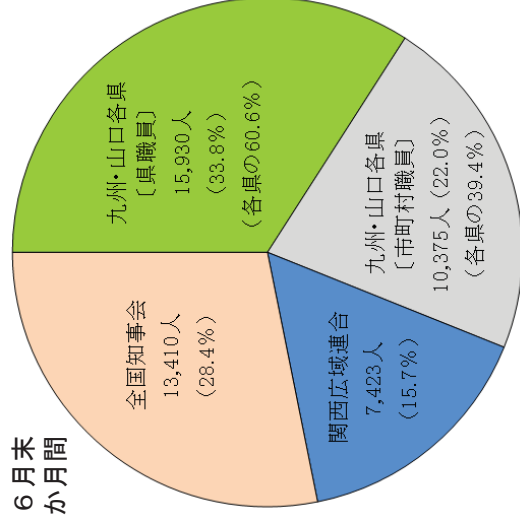
提案に至った背景

熊本地震における課題

九州・山口9県被災地支援対策本部による  
職員の短期派遣の状況

【 47, 138人・日 】

発災～6月末  
概ね3か月間



熊本地震では、数多くの市町村職員が派遣（短期派遣）された。

これは、九州・山口各県の市町村や県市長会、県町村会の積極的な協力によるものであり、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。

(延べ10,375人・日 ⇒ 全体の22.0% 九州・山口各県派遣の39.4%)

【課題】（カウンターパート方式による支援を行う上での支障）

- 九州・山口9県災害時応援協定では、市町村は当事者ではなく、応援担当県からの依頼に協力するというスタンス。
- 県と市町村の間で派遣の根拠となる協定締結等をしていなかったため、市町村から派遣根拠の問合せがあるなど、円滑に派遣職員数を確保できないケースがあった。
- 市町によっては「九州市長会や九州町村会ルートからの派遣要請が別途あるかもしれない」という意識が働き、県からの要請への対応を保留する動きが見られた。

【課題解決に必要な方向性】 ※熊本地震に係る広域応援検証・評価（H29.5 九州地方知事会）より

**災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定（第74条）はあるものの、応援担当県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、これは九州・山口9県災害時応援協定においても同様。** 法律上、協定上はこうした状況ではあるが、市町村からの人的支援が円滑に行われ、被災地の生活再建が迅速に進められるよう、九州地方知事会、九州市長会、九州地区町村会長会等がそれぞれどういった役割を担い、どのように相互調整・連携すべきかを確認し合い、今後の広域応援をより効果的に実施するための体制整備を検討する必要がある。

九州地方知事会の取組

九州市長会との覚書締結

(H29.5.15)

国等への提言活動

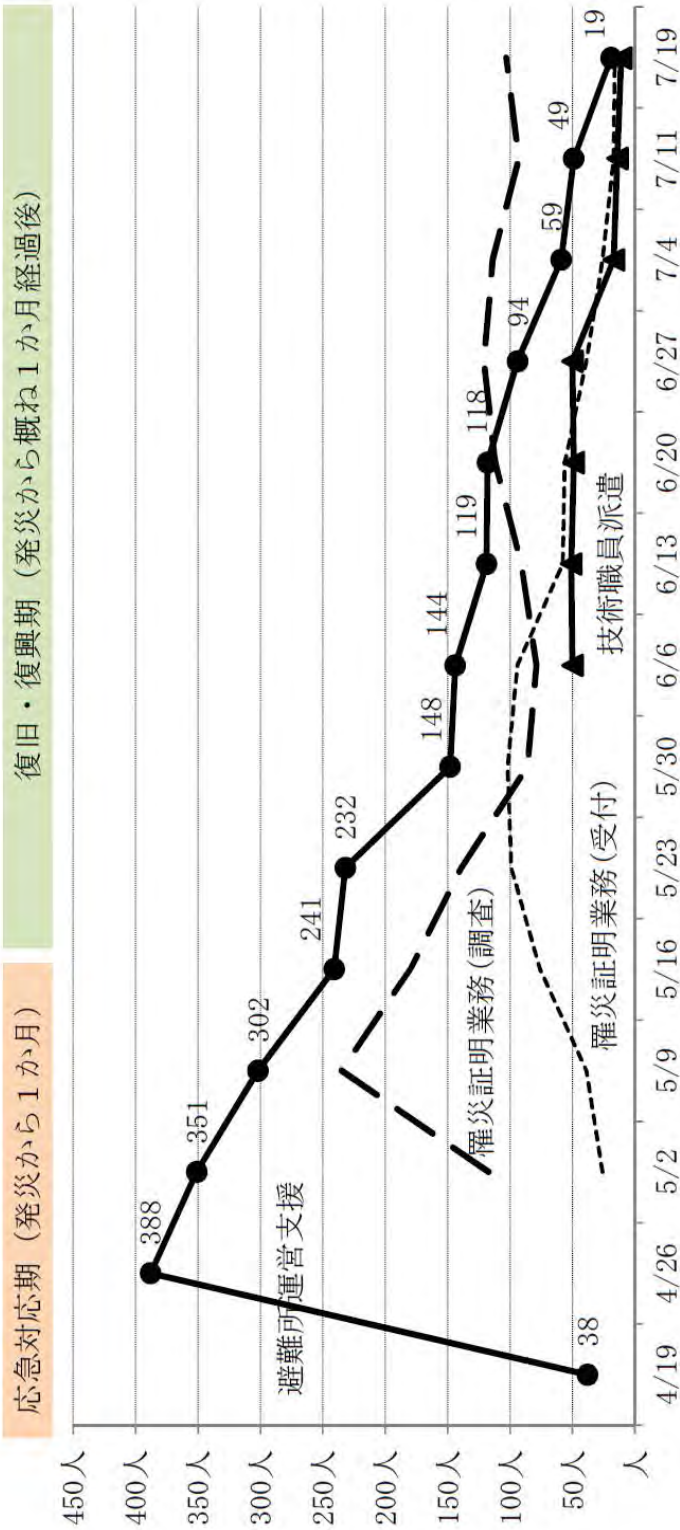
(H29.6.7~8)

大規模災害時において都道府県と区域内の市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直しについて

提案に至った背景

市町村からの職員派遣の重要性

熊本地震発生後の職員短期派遣の状況（九州・山口 9 県被災地支援対策本部）



時間経過とともに人的支援ニーズが変遷。技術職員については、主に災害復旧事業（道路・橋梁・河川や農業用施設等の災害査定、工事発注等）に従事。7月以降、中長期派遣に順次切替え。

- ・大規模災害時は迅速な生活再建（避難所運営、雇災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められる一方で、被災市町村の行政能力を超えた業務量が発生
- ・熊本地震においても多くの応援職員が避難所運営支援や雇災証明業務に従事したように、被災市町村における応援職員（とりわけ市町村からの応援職員）の十分な確保が重要
- ・被災住民の生活再建が遅延しないよう「市町村職員による被災地支援が迅速・円滑に行われる仕組み」が必要

## 九州市長会と九州地方知事会との基本合意、覚書締結

平成29年4月7日に九州地方知事会（大分県知事〔会長〕、長崎県副知事〔副会長〕）と九州市長会（大分市長〔副会長〕、福岡市長〔防炎部会長〕）による共同記者会見を行い、今後の大規模災害において相互が緊密に連携した被災地支援を行うこと等を確認・合意。5月15日覚書締結。



### ◎緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

- ・九州地方知事会と九州市長会は、大規模災害が発生した際は、緊密な連携のもと、双方の強みを活かし、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。
- ・九州各市は、九州地方知事会のカウンターパート決定の際に、九州各県からの要請に応じ、被災市町村へ職員を派遣する。

⇒ 市長会は知事会のカウンターパートと同じ流れで人的支援を展開（要請ルートの一歩化）

※町村は、元々、県からの要請に基づいて職員を派遣することになっているため、今回の熊本地震の場合のように、迅速に動ける体制となっている。

（九州地区町村会長会に確認済み）

### 熊本地震の経験を踏まえ

**九州地方知事会と九州市長会が緊密に連携するスキームをルール化**

「カウンターパート方式」がより迅速かつ効果的に！



## 大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書

九州地方知事会（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、平成28年熊本地震の教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害に備えるため、防災先進地域「九州」を築くことを目指して、相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施について、次のとおり覚書を締結する。

### 1. 緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

- (1) 甲及び乙は、大規模災害が発生した際は、双方の強みを活かしながら緊密に連携し、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。
- (2) 乙の構成市は、甲の構成県が九州・山口9県災害時応援協定第7条に基づき、カウンタート方式を基本として被災県に対する応援を行う際に、九州各県から要請があった場合には、応援職員を被災市町村へ派遣する。
- (3) 乙は、大規模災害時に被災県庁にリエゾンを派遣して情報収集を行うとともに、構成市からなる即応支援班を被災地へ派遣し、物的支援などのプッシュ型支援を行う。

### 2. 的確な受援体制の確立

- (1) 甲の構成県は、市町村が受援計画を策定するために必要な支援を行う。

- (2) 乙は、構成市に対し、受援計画の策定を働きかける。

### 3. 防災対応能力の強化に向けた人材の育成

- (1) 甲の構成県は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等をより積極的に実施する。
- (2) 乙は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等を実施するとともに、構成市に対して、九州各県主催の研修等への積極的な参加を働きかける。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各1通を保有する。

平成29年5月15日

九州地方知事会

会長 広瀬 勝卓



九州市長会

会長 森 博幸





## 第149回 九州地方知事会議（H29.5.23；於 鹿児島県指宿市）特別決議

### 『平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた万全な対策について』（抜粋）

#### 7 市町村と一体になった被災地支援を行うための措置

平成28年熊本地震では、各応援県において当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの職員が派遣されたが、法的には都道府県と区域内の市町村とが一体的に支援を行うスキームは確立されていないことから、より迅速かつ効果的な被災地支援が可能となるよう、法的整備を含め必要な措置を講じること。

7

平成29年5月23日



九州地方知事会長 広瀬 勝貞

### 国等への提言活動

平成29年6月7～8日

関係府省（内閣府防災、総務省、国交省、中企庁）  
及び自由民主党本部へ提言活動を実施



## 求める措置の具体的内容

### 災害対策基本法第74条（都道府県知事等に対する支援の要求）

都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、支援を求めることができる。

### 災害対策基本法第74条の2（内閣総理大臣による支援の要求等）

都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る支援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を支援することを求めるよう求めることができる。

◎ 熊本地震では、事前の協定に基づくカウンターパート方式や市町村の積極的な協力により、災害応急対策に係る支援が円滑に実施されると見込まれたため、災害対策基本法第74条の2に基づく総理大臣による支援の求めを行わなかった。

応援側の県が、域内市町村と一体となつて支援を行う法的スキームが確立されていないことから、職員派遣の場合の費用負担の在り方や責任の所在が不明確であり、また、市長会等からの別途の派遣要請の可能性に鑑み、派遣を逡巡した自治体もあった。

九州地方知事会と九州市長会の間で独自に覚書を締結したところではあるが、この点が、カウンターパート方式による広域応援をより迅速かつ効果的に行う上での支障となっている。

**災害対策基本法第74条の2に該当しない場合において、災害応急対策に係る支援をより円滑に実施するため、同法第74条に基づく応援要請を受けた県が、区域内の市区町村に対し支援を求めることができる旨、法的に明確化してもらいたい。**

## 〔参考〕九州地方知事会 熊本地震に係る広域応援の検証・評価について

### 〔検証・評価の内容〕

#### （１） 全般的事項・初動対応

- ① リエゾン、カウンターパート方式のあり方
- ② 他の支援スキームとの連携強化
- ③ **市町村に対する協力要請（人的支援）の円滑化**
- ④ 受援体制の整備
- ⑤ 知事同士のホットライン

#### （２） 人的支援に関すること

- ① 職員派遣（短期）に係る意思決定のあり方
- ② 短期派遣から中長期派遣への移行のあり方

#### （３） 物的支援に関すること

- ① 広域的な物資集積拠点の確保
- ② 円滑な物資供給・輸送体制の確保
- ③ タイムラインに応じた物資の供給
- ④ 住民（自助）による備蓄の重要性

#### （４） 避難者支援に関すること

- ① 避難者支援のあり方
- ② 避難所運営のあり方
- ③ 外国人への情報提供のあり方

#### （５） その他

- ① 沖縄県への広域応援のあり方
- ② 罹災証明のあり方
- ③ 国に制度改正を求める事項
- ④ インフラ整備・復旧の促進

#### とりまとめ

熊本地震に係る広域応援検証・評価チーム

〔チームリーダー〕

九州地方知事会事務局長

（大分県総務部長）

〔メンバー〕

①九州・山口各県防災担当課長

②九州・山口各県九州地方知事会

担当課長

③九州・山口各県人事・市町村担当課長

（人的支援担当課長）

平成29年5月23、24日

第149回九州地方知事会議、第31回九州地域戦略会議にて報告



## 【参考】総務省研究会報告書（H29.6.16 座長から高市総務大臣へ手交）

「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」報告書

【一部抜粋】（P13～14）

災害対策基本法第74条の2の規定に基づく内閣総理大臣による非被災都道府県に対する応援職員の派遣の求めにおいては、

- ア) 被災都道府県は区域内市区町村に関する応援職員の派遣を内閣総理大臣に求めることができ、また、
- イ) 要請を受けた非被災都道府県は、特に被災市区町村に対する支援が必要な場合には、区域内市区町村に対し応援職員の派遣を求めることができるとされている。

しかしながら、自主的な派遣に関する、災害対策基本法第74条に基づく被災都道府県から非被災都道府県に対する応援職員の派遣の求めにおいては、そのような都道府県と区域内市区町村の関係が明確に規定されていない。この点、熊本地震でも混乱が見られたため、「内閣総理大臣による応援の求め」以外の自主的な派遣の場合であっても、都道府県が区域内市区町村について応援・受援の調整を行うことができる旨、法的に明確化すべきである。

（委員会構成員）

稲継裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授（座長）	（幹事）	安田 充	総務省自治行政局長
乾 隆朗	全国市長会行政部長		高原 剛	総務省自治行政局公務員部長
尾田広樹	指定都市市長会事務局次長		宮地 毅	総務省大臣官房審議官
久保 雅	全国町村会行政部長		杉本達治	消防庁国民保護・防災部長
塩野 徹	全国知事会調査第二部長		谷 史郎	総務省自治行政局公務員部公務員課長
芝崎晴彦	東京都総務局総合防災部広域連携担当課長		小川康則	総務省自治行政局市町村課長
杉浦邦彦	静岡県危機管理部危機政策課長		荻澤 滋	消防庁国民保護・防災部防災課長
田脇正一	仙台市危機管理室危機管理課長		須藤明裕	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 （災害緊急事態対処担当）
野口貴公美	一橋大学法学研究科教授			
平田正教	兵庫県防災企画局広域企画室長			
紅谷昇平	兵庫県立大学防災教育センター准教授			
森山浩一	福岡市民局防災広域調整担当課長			
米田昌司	三重県防災対策部防災対策課長			

※H29.5.30 第3回研究会  
九州地方知事会事務局長（大分県総務部長）参加  
当該抜粋部分について説明